

# 12月3日から 12月9日は 障がい者週間です

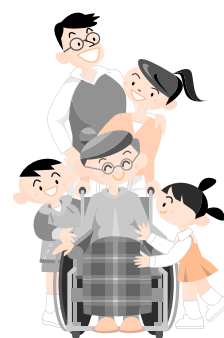
12月3日の「国際障害者デー」から12月9日までの1週間を、法律で「障がい者週間」と定めています。

障がいについての理解と認識をいっそう深め、すべての市民がお互いに支え合い、安心・安全に暮らせる社会を目指しましょう。



## 障がい者相談支援事業

相談支援事業とは、障がいのある人、またそのご家族や介護をされている人からのご相談に応じ、障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう支援する事業です。

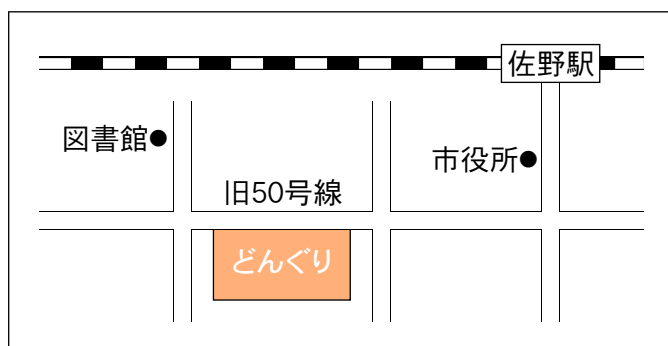


### ～ご相談はこちらまで～

○身体・知的に障がいがある人に関する相談は  
**障がい者相談支援センターみどり**  
 佐野市小中町1870-7 ☎(24)5759

○精神に障がいがある人に関する相談は  
**相談支援事業所さの**  
 佐野市堀米町3905-4 ☎(21)6811

下記場所でも出張相談を受け付けています。お気軽にお越しください。



毎週水曜日（祝日・年末年始除く）

〔毎月第1・3水曜は《身体・知的》  
 〃 2・4水曜は《精神》〕

午前10時～正午

【どんぐり】内 相談室

佐野市大町2751-1

## 家族支援・本人支援事業のご案内

子どもの発達が気になったり、子育てが難しいと感じている保護者や、社会性が苦手なお子さんを対象に社会福祉法人とちのみ会と連携し、次の施策を行っています。

①ペアレントサポート（子育て・親育ち学習会）：子どもの行動（関わり方）を学びたい保護者向けの講座（実施中）

幼児コース	第1回	11月11日(木)	がっかりとにっこり	時間 午前10時～ 11時30分	講師 宮田 恵子さん
	第2回	12月1日(水)	ほめられるからがんばれる		
	第3回	1月13日(木)	叱ると怒るは違います		
学童コース	第1回	11月18日(木)	みなさんて、ミナさん？		
	第2回	12月6日(月)	勉強だけじゃないけれど		
	第3回	2月2日(水)	この時期に育てたい社会性		

### ペアレントサポート

我が子の誕生と同時に、私たちの「親になる旅」が始まりました。子育てはひとりの人間を育てるといって、とても大切な仕事です。楽しいことばかりでなく、思い通りにならなくて腹の立つことや悲しいこともあるでしょう。失敗もあります。でも自分自身の思いや考えをちょっと変えてみることでお子さんに対する見方や関わりが変わっていくこと。その結果「よい循環」が生まれ、自分に自信を持ち、お子さんともよい関係になれることをねらいとしています。

▶会場：社会福祉法人とちのみ会地域交流ホーム

▶定員：各32人

※全日程参加できなくても構いません

②ペアレントミーティング（予約制の個別相談）：保護者のストレスに着目した少人数制の相談の場（受付中）

▶日時：①ペアレントサポート、③ソーシャルスキルトレーニング開催日の午後1時30分～2時30分

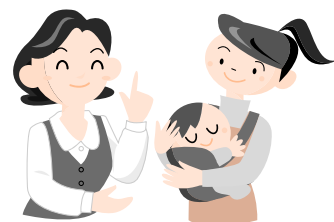
▶会場：カフェどんぐり（大町2751-1）

③ソーシャルスキルトレーニング（社会性が苦手なお子さんと保護者のための学習会）

▶日時：1月20日、27日、2月10日、24日の各木曜日 午後3時30分～5時

▶会場：社会福祉法人とちのみ会地域交流ホーム

▶申込：①～③のいずれも、電話またはファックスで、障がい福祉課へお申し込みください



## 各種手当のご案内

次の各種手当を支給しています。

手当の名称	手当支給の対象となる方	月額
特別障害者手当	在宅で精神・身体に著しく障がいがあり、常時特別の介護を必要とする方	26,440円
障害児福祉手当		14,380円
在宅介護者介護手当	20歳以上で6カ月以上寝たきりまたは療育手帳A1の交付を受けている在宅の障がい者を常時介護している方	12,000円 または 6,000円
特定疾患者福祉手当	栃木県の定める特定疾患に該当し、受給者証の交付を受けている方	3,500円
精神障がい者福祉手当	精神疾患で任意入院または医療保護入院中の障がい者を保護している方	10,000円 または 3,000円
特別児童扶養手当	20歳未満で精神・身体が中程度以上の障がいの状態にある児童を養育している方	50,750円 または 33,800円

このページに関することは障がい福祉課へお問い合わせください。

☎(20)3025 FAX(24)2708 ✉syougai-fukushi@city.sano.lg.jp